平成30年労第155号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社を元請負人とするB所在の法面工事現場(以下「本件現場」 という。)において、重機オペレータとして業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、本件現場において重機の外で無線連絡を行っていた際、背後からの転石により負傷した(以下「本件負傷」という。)。
- 3 本件は、請求人が本件負傷は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分 (以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分を不服として 同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした ことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、A会社の労働者であると主張しているから、当審査会においては、 請求人とA会社との間における労働者性について検討する。
- (2) 労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書理由に記載されている判断基準のとおりであり、当審査会としても、同判断基準は妥当であると考えることから、同判断基準に基づいて検討する。
- (3) A会社との間における労働者性の有無

ア 仕事の依頼に対する諾否の自由について

決定書理由に説示のとおり、C会社はA会社からの依頼を受けて請求人を本件現場に派遣しているが、一件記録を見ても、A会社と請求人との間に労務を開始するについての直接的な接触はなく、両者間で契約を交わした事実も認められないことからすると、請求人には仕事の依頼に対する諾否の自由があったということができる。

イ 業務遂行上の指揮命令について

決定書理由に説示のとおり、本件現場での毎日の朝礼やミーティングはA会社の現場監督であるDによって行われ、請求人はこれに全て参加し、作業中にはトランシーバーで随時連絡を取っていたが、これらの行動は、専ら工事現場の安全を確保する必要から行ったものであり、業務遂行上の具体的な指揮命令という性質を有するものではない。請求人は、重機の運転等の作業能力が高く、作業につき具体的な指揮命令を受けていたことを裏付ける客観的かつ具体的な資料もないことに照らせば、重機運転手としてなすべき作業を自らの裁量による判断の下に行っていたものと推認され、請求人がA会社から指揮命令を受けて本件現場における業務に従事していたということはできない。

ウ 拘束性について

決定書理由に説示のとおり、請求人は朝礼の始まる午前○時○分(始業時

刻は午前〇時)から終業時刻である午後〇時まで、本件現場を離れることができなかったが、これは、本件現場における法面工事の各作業を他の下請従 業員と連携して進め、安全を確保する必要があったためであると認められる。

エ 代替性について

決定書理由に説示のとおり、C会社はA会社から依頼された数の重機運転手を本件現場に派遣すれば足りるものであって、A会社が請求人を指名してC会社に重機運転者の派遣要請をしていたものではないから、代替性はあったものと認められる。

オ 報酬の労務対償性について

- (ア)請求人は、本件現場における作業時間数を毎月末日付けで集計し、E工業F名義でC会社に対して作業報酬の請求書を提出し、C会社は、請求人の作業分につき、毎月末日締めで集計し、A会社に対して請求を行っている。なお、請求人は、A会社に対して自己の作業分の報酬請求を行ってはいないし、A会社から請求人に対して報酬を直接支払った事実も認められない。
- (イ) A会社は、請求人の作業に係る報酬として、C会社に対し、時間単価〇円(消費税抜き)の支払をし、C会社は請求人に対し、時間単価〇円の支払をしている。

このように、請求人がC会社から受け取る報酬額がA会社のC会社に対する支払報酬額よりも高額となっているのは、C会社の代表者であるGが、請求人は業界で腕がいいことで知られており、将来的にはC会社の従業員になって欲しいとの期待を込め、利益抜きで請求人との間で報酬額の取決めをしたためである。

C会社は、請求人に対し、給与所得の源泉徴収等をすることなく、請求 人からの請求どおり、消費税を加え、重機リース代と振込手数料を控除し て、請求人の銀行預金口座へ振り込むことにより報酬を支払い、これを労 務費ではなく、外注加工費として経理処理している。

(ウ) A会社からC会社に支払われた請求人の作業に係る報酬単価は、GとDとの間で取り決められたものであり、請求人はこの決定に関与していない。また、C会社が請求人に支払う報酬単価の決定は、C会社と請求人とが合意した金額であり、前記のとおりA会社からC会社に支払われた金額を上

回る額となっている。

(エ)このように、①請求人とA会社の間には、労務を開始するについての直 接的な接触はなく、雇用契約書も存在しないこと、②請求人とA会社との 間で報酬額の合意や報酬単価の取決めが行われていないこと、③A会社が C会社に対して支払った時間単価〇円の報酬額は、A会社とC会社の間で 決定され、この両者間における労働者派遣合意に基づいて報酬が支払われ たものであり、請求人はその決定に関与していないこと、④請求人は、自 己の作業についての報酬をA会社に対して請求しておらず、また、A会社 から報酬の支払を受けていないこと、⑤請求人は、C会社との間で本件現 場で労務を提供する報酬についての合意をし、C会社に対して報酬の請求 をして、C会社から報酬の支払を受けていたこと、⑥A会社は、C会社に 対し、重機運転者を本件現場に派遣することを依頼したが、派遣されるべ き重機運転手を請求人と指名していたわけではないため、C会社としては、 請求人に限定することなく、依頼された数の重機運転手を派遣すれば足り るものであったこと、⑦A会社は、C会社に対し、請求人が本件現場で行 った作業の報酬をC会社に支払ったこと、⑧請求人にC会社から支払われ た報酬額は時間単価〇円であり、A会社がC会社に支払った時間単価〇円 の報酬とは額が異なっていることなどが明らかである。

そして、これらの諸点を総合すると、請求人が本件現場で労務を提供したことにつき、C会社から支払を受けた時間単価〇円の報酬(ないしC会社がA会社から支払を受けた時間単価〇円の報酬)は、請求人がA会社の労働者として労務を提供したことに基づく対価として請求人に支払われた報酬であるということはできないから、請求人とA会社との間において報酬の労務対償性があるということはできない。

カ その他の考慮要素

請求人は、本件現場での作業期間(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日まで)中の〇年〇月〇日、C会社の発注に係る本件現場以外の作業に従事していることに照らし、A会社との専属性はなかったことが認められる。

キル括

以上のとおり、請求人は、A会社から業務上の指揮命令を受けておらず、 また、請求人が就労の対償として受領した報酬については、A会社との間に おいて労務対償性がないことなどに照らし、A会社との間における使用従属性はなく、労働者性が認められない。

- (4) なお、C会社との間において、請求人は使用従属関係がなく、労働者性が認められないことは、決定書理由に説示のとおりであり、この点については請求人も自認するところである。
- (5) したがって、請求人は、労災保険法上の労働者とは認められないから、当審 査会は、請求人の本件負傷について同法による保険給付の対象とすることはで きないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。